

## （目的）

第1条 この要領は、社会福祉法人びゅあが運営する施設および各サービス事業を利用する利用者が、他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれることのないよう、虐待に関する正しい知識を持って適切な防止策を行うことを目的とする。

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限（緊急やむを得ない場合を除き）するため、基本的に虐待行為である。現状把握、身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きについて、虐待防止の観点から職員全体への指導、法人内での情報を共有などの取り組みを行うものとする。

## （組織及び会議）

第2条 法人本部事務局に虐待の防止に関する責任者を置き、虐待防止（身体拘束廃止）に関する事項（会議の主催、研修、事実確認、改善策の検討等）を総括させるものとする。

1 虐待防止委員会及び身体拘束廃止委員会に該当する会議は、本部事務局員会議における議題の一項として協議するものとし、毎月一回の定例会議の外、事例発生の都度臨時会を開催する。

2 職員への指導、情報の共有及び研修を行う機会として、各事業所における職員会議における議題の一項として協議するものとし、毎月一回の定例会議の外、事例発生の都度臨時会を開催する。

3 虐待（身体拘束）の判断は、通報者（発見者）と当事者（虐待行為者）を除いた当該事業所の現場職員5名（虐待の防止に関する責任者を含む）によって構成されるチームよって行うものとする。

ア チームの構成員は、虐待の防止に関する責任者が指名するものとし、編成において人数不足の場合は、他事業所の管理者から選定する。

イ チームにおける協議は、事例発生の都度臨時会として開催し、6時間以内に虐待事例かどうか判断を行う。

ウ チームにおいて、監督官庁（浜田市）への報告義務と判断した場合は、24時間以内に通報する。ただし、通報者（発見者）及びチーム会議の主催者である虐待の防止に関する責任者が、当該事例発生事業所の管理者若しくは法人理事長に通報を委任し、それらが通報を行った場合はその限りではない。

## （開示）

第3条 各会議における協議内容は、職員へ周知徹底する。また、必要に応じ、利用者・家族、その他関係機関等へ開示するものとし、その記録は5年間保管する。

附 則 この要領は令和5年1月4日から施行する。

障害者虐待事実確認調書

調査日: 令和 年 月 日 担当者名: 職種 ⑩

虐待を受けた人	氏名	年 齢 歳 性別 男・女			
	所在	自宅・施設利用 事業所 中 名			
	住所				
	身体状況	障害の程度区分等: 身体・知的・精神・その他 ( ) 級 重度・軽度 支援区分( ) 主な支援内容: 主な疾病、受診、投薬内容:			
	虐待事象後の現況	依然として虐待を受ける可能性 有・無 体重 の急激な減少や食欲の変化等の兆候 有・無			
確認をした相手	氏名	職 種	勤務先等		
	虐待事象時の対応	目撃・通報・相談 虐待現場に居た者 人(氏名: ) 問題提起 有・無 口頭注意 有・無 制止保護 有・無			
	擁護できなかった理由				
	虐待と判断した理由				
	陳述内容の確認	本事実確認調書のとおり陳述しました。 氏名 ⑩			
虐待の内容	虐待の種類	心理的虐待・身体的虐待・性的虐待・経済的虐待・ネグレクト			
	虐待の事実と経過	<具体的状況> ①虐待者名及び職種: ②事象発生日時: 令和 年 月 日 時 分頃 ③場所: ④虐待の内容:			

	⑤原因:		
虐待の程度	けがの状態や虐待の回数、頻度等  常習的に虐待が行われていた可能性 有・無 その判断した理由		
調書作成時の確認者	氏名	法人役員・管理者・サービス管理責任者・その他 ( )	
	職種等		
	虐待事象の把握状況	有・無	※有の場合 目撃・事後報告等・予兆若しくは推察
	本事実確認調書に対する附帯意見の有無	有・無	
本事実確認調書が適正な方法で作成されたことを確認しました。			
		令和 年 月 日	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>